

教育学習支援検討特別委員会設置要項

平成24年6月21日
国立大学図書館協会
第59回総会

1. 目的

大学図書館における教育学習支援機能充実のための諸方策についての調査研究を行う。

2. 事業内容

- (1) 教育課程と連携した教育学習支援の新たなニーズと方策の調査研究
- (2) 先行大学における実践事例とその普遍化のための調査研究
- (3) 共用ツールやテキストの協同開発の調査研究
- (4) 管理職や実務担当等各層向けのシンポジウム、ワークショップの開催

3. 構成

- (1) 委員長は、会長が指名する。
- (2) 委員については、別に定める。
- (3) 委員会に、具体的な事業を遂行するため小委員会等を置くことができる。小委員会等の組織及び任務については、別に定める。

4. 期間

本特別委員会は、第62回総会まで設置する。ただし、その時点で理事会においてそれまでの活動状況を評価し、その後の対応すべき課題を明確にした上で、総会の審議を経て、1年単位で延長することができる。